

広島県手数料等収納窓口に係る P O S レジスター調達  
及びキャッシュレス決済導入に伴う指定納付受託等  
業務委託仕様書

令和 8 年 1 月  
広島県会計総務課

## 目 次

第一 委託の概要 .....	1
1 業務名 .....	1
2 目的 .....	1
3 委託期間 .....	1
4 機器等の調達形態 .....	1
5 予算上限額 .....	2
6 履行場所 .....	2
7 成果品 .....	2
第二 業務内容 .....	4
1 業務全体の概念 .....	4
2 業務概要 .....	5
3 機器の設置、導入 .....	5
4 保守内容 .....	15
5 設定作業 .....	15
6 指定納付受託業務 .....	16
7 スケジュール .....	18
8 提案事項 .....	19
9 書類等の保存及び監督、検査 .....	20
10 守秘義務等 .....	21
11 再委託の禁止 .....	21
12 情報セキュリティ対策、個人情報の保護 .....	22
13 業務上の留意点 .....	22
第三 委託料の支払等 .....	24
第四 操作研修の実施 .....	24

## 第一 委託の概要

### 1 業務名

広島県手数料等収納窓口に係るPOSレジスター調達及びキャッシュレス決済導入に伴う指定納付受託等業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 目的

本業務は、本県の手数料等収納窓口において、県民等の利便性向上のため、従来のPOSレジスターによる現金納付に加えてクレジットカード、電子マネー、コード決済等によるキャッシュレス決済を可能とするために必要な端末（以下「決済端末」という。）を導入するとともに、クラウドPOSシステムを導入することにより、収納事務のDX化及び管理業務の効率化等による業務の質の向上を目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和14年8月31日まで。

ただし、機器の設置、導入、及び職員への研修は令和8年9月1日から9月25日までの期間中に完了するものとし、本番運用期間は、POSレジスターについては設置日から、決済端末については令和8年10月1日から、令和14年8月31日までの期間とする。

機器等の保守期間は設置日からとし、また、独自にSIM通信回線を提案できる場合に、当該回線の利用開始は令和8年9月1日からとする。

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### 4 機器等の調達形態

次により提案すること。

(1) 第二3(1)ケ表中No.1からNo.6まで、及びNo.8に掲げるPOSレジスター、レシートプリンタ、金銭収納部、タッチスキャナ、スリッププリンタ、レーザープリンタ、クラウドPOSシステム

賃貸借による。

なお、この項目に掲げる機器等の一部を賃貸借により調達できない場合は、当該一部の機器等に係る委託期間中の運用保守、故障対応、期間終了時の機材の回収及び廃棄等について、賃貸借と同等の対応が受注者により可能であることを明示した提案とし、経費に含めること。

(2) 第二3(1)ケ表中No.7に掲げる決済端末

購入による。

なお、指定納付受託者による無償貸与とすることも差支えないが、決済端末の調達経費については区分して提示すること。

(3) 第二3(1)ケ表中No.9に掲げる機器設置用部品及び付属品一式

当該部品、付属品一式が属する上記2項の分類に従う。

なお、レシートプリンタ用のロール紙、レーザープリンタ用のトナーカットリッジ等の消耗品については、機器設置後すぐ使用できるよう必要な数量について具備すること。

(4) 第二3(1)ケ表中No.10に掲げるSIM通信回線

SIM通信回線を提案できる場合、当該通信に使用する機器は購入による。

## 5 予算上限額

金224,829,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※初期導入費用、運用保守費用を含み、決済手数料を含まない。

※キャッシュレス決済端末及びSIM通信回線に係る経費は、区分して記載すること。

※令和8年度は予算の範囲内（69,411千円。決済手数料を含まない。）での執行とする。また、翌年度以降の予算において、この契約に係る予算の減額または削減があったときは、この契約を解除することがある。

※上限価格を超えた場合は、失格とする。

## 6 履行場所

広島県会計管理部会計総務課及び別途定める場所。

なお、POSレジスター及び決済端末等の設置場所及び台数は、別紙1のとおりとする。（合計46拠点71台）

## 7 成果品

(1) 成果品等

成果品は次の表のとおりとする。

原則として用紙サイズはA4とし、日本語で記載すること。また、納品については一般的なオフィスソフトで扱える形式の電子データ（WordやExcelを想定）とし、押印が必要なものは書面とする。

電子データの受け渡し方法については契約締結後に県と受注者で協議の上決定とするが、広島県では大容量クラウドストレージとして「Box」を利用できるため、当該クラウドストレージによることも可能とする。

表1 納入成果物

No	名称	内容	納品時期
1	業務計画書	基本方針、作業工程、スケジュール、役割、担当等を記載	契約締結後速やかに
2	サービス仕様書	サービス稼働時間、利用ソフトウェア、その他仕様等を記載	契約締結後速やかに

No	名称	内容	納品時期
3	機器仕様書	機器の機種名、仕様等を記載	契約締結後速やかに
4	協議議事録	会議等の打ち合わせ議事録	会議等の開催の都度速やかに
5	試験結果報告書	機器の動作確認結果等を記載	試験工程終了時
6	設置報告書	各拠点への機器設置結果を記載	設置作業終了時
7	操作研修資料① (収納窓口向け)	各拠点でのPOSレジスター及び決済端末を使用した収納事務に係る職員向けの操作研修資料	操作研修前
8	操作研修資料② (管理業務向け)	クラウドPOSシステムからのデータ抽出、集計、更新等の管理業務に係る職員向けの操作研修資料	操作研修前
9	操作研修報告書	操作研修①、②実施後の報告書	操作研修後
10	操作説明書	業務開始時、収納事務、業務終了後、その他の処理に係る操作方法等を記載。 No.7、No.8の内容を再構成したものでも差支えない。	運用開始前
11	収納金内訳書(徴収計算書)	決済金額、決済手数料などを記載した資料。	・運用開始前 試験工程終了時 (様式、体裁等の確認に用いる。) ・運用開始後 翌月の5日まで
12	上記以外、その他	県と受注者間で協議	協議時に決定

## (2) 検収方法

最終的な納品物について、7(1)成果品等の全てが揃っていることを県が確認し、検収とする。

## 第二 業務内容

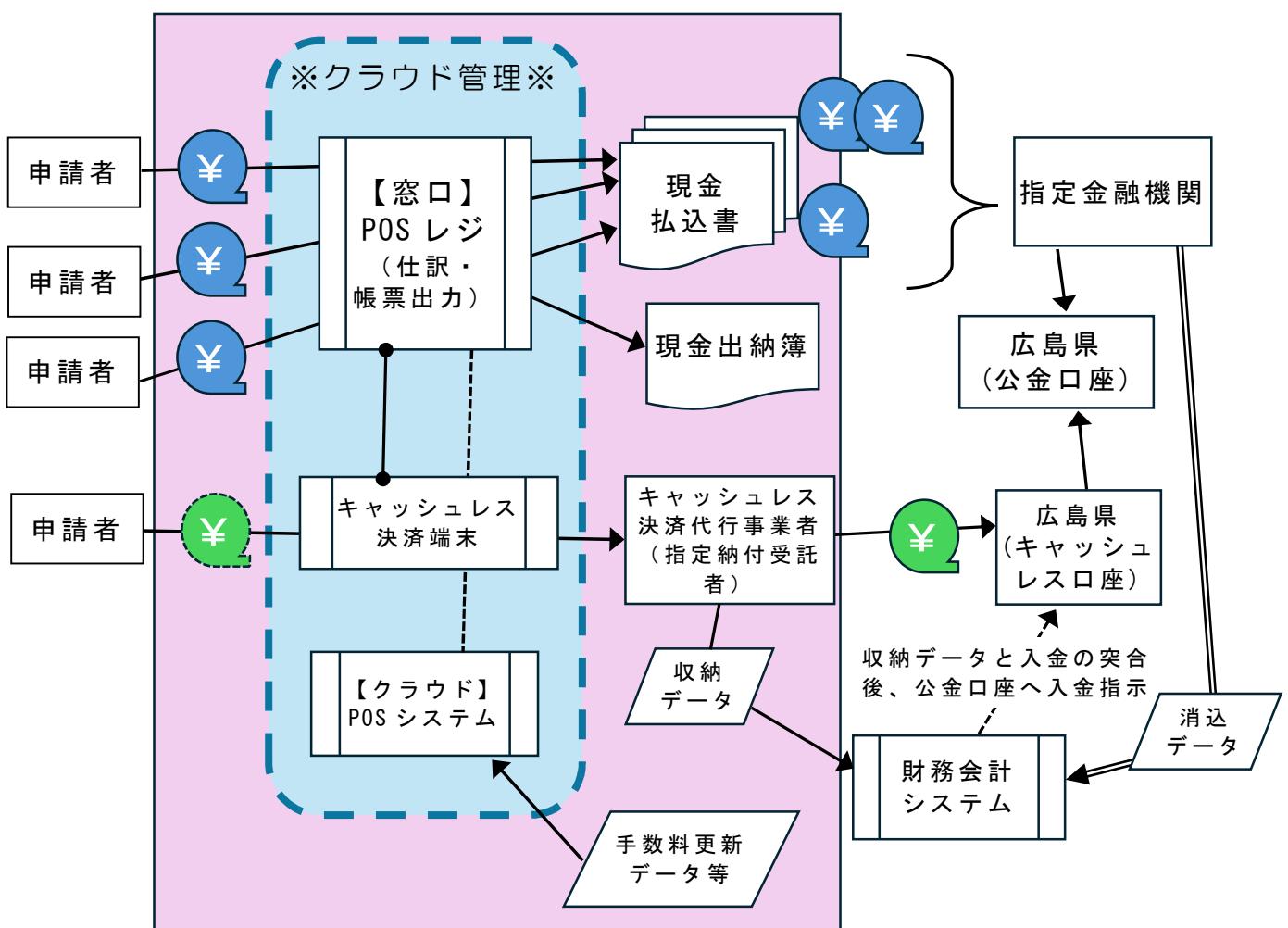
### 1 業務全体の概念

広島県では、手数料等の支払いについて収入証紙を廃止して現金納付に切り替えており、収納窓口にPOSレジスターを配備し対面で収納している。

現在の業務フローは別紙2の「窓口申請（レジスター）」部分のとおりであるが、本業務では、当該フローに加えてキャッシュレス決済を導入する。これにより本業務で実現すべき全体の概念は次の図のとおりとなるが、県民等の利便性向上と職員の業務効率化を共に実現するため、受注者は業務全体が最適化された提案を行うこと。

具体的な例としては、キャッシュレス決済端末及びクラウドPOSシステムの処理にストレスを感じさせない動作・通信速度を確保することや、直感的な操作を実現した機器の導入、充実したマニュアル・トラブル対応の手引き等の作成や機器操作に係るサポート・ヘルプ体制の整備による窓口対応の最適化、現金払込書等の印刷における不備や手戻り等の抑止、指定納付受託者からの入金額と齟齬の無い収納データを職員側で加工等することなく、財務会計システムに取り込むように提供すること等が考えられる。

（※実線内部が本業務の対象範囲となる。）



## 2 業務概要

次の業務を実施できる機能をもったPOSレジスター及び決済端末の設定、設置、操作研修及び保守業務を行うこと。

- (1) 手数料等収納窓口において、申請書に印刷又は貼付された1次元バーコード（JANコード13桁。JIS-X-0507形式に準拠）を読み取り、現金又はキャッシュレス決済により収納する。
- (2) 収納後、現金での納付者にはレシートによる領収書を、キャッシュレス決済での納付者にはレシートによる支払明細書を発行するとともに、スリッププリンタにより申請書へ収納済であることの印字を行う。
- (3) 業務終了後、POSレジスターにより収納した現金を精算するとともに、当該現金に係る現金払込書を作成、印字する。
- (4) POSレジスターにより収納した現金に係るデータを蓄積し、各年度・月単位で作成した現金出納簿を出力する。
- (5) 決済端末によりキャッシュレス収納した手数料等は、それらの入金データ等とともに集約し、広島県に納付するとともに、県の指定するデータレイアウトにより作成したcsvファイルにより、入金データを提供する。  
この入金データは、上記（3）及び（4）には集計しないこと。  
また、集約した入金データが1,000件を超える場合は、データ分割等により件数を調整した状態で提供できること。
- (6) 手数料（商品）データを集中管理し、各拠点及びPOSレジスターの売上等を整理、出力するとともに、手数料（商品）データを随時更新可能とするクラウドPOSシステムによる管理を行う。

## 3 機器の設置、導入

### (1) POSレジスター及び決済端末の導入業務

ア 次の表に掲げる機器を有線又は無線（SIM通信回線に限る）により接続し、端末の操作と連携して、それぞれの機器が保有する機能が発動すること。

イ 本業務で調達する機器等は全て同一機種とし、新品とすること。

ウ 導入前に試験項目等を試験実施前に作成し、広島県に提出すること。試験工 程終了後、実施内容及び試験結果報告書を県に提出すること。

エ 導入にあたっては、各手数料等収納窓口に設置の上、運用に必要な設定登録 及び職員への研修を行うこと。

オ 構成機材全体として可能な限り省スペースの機器とすること。

カ 手数料等の納付者に対し、決済前に決済金額を表示できる機能を有すること。

キ 現金決済については機器の設置、導入後から開始できるようにすること。また、キャッシュレス決済については令和8年10月1日から運用開始とする。な

お、設置日から令和8年9月末までの期間、キャッシングレス決済に係る試験環境またはトレーニングモードの運用を妨げない。

ク 既存機器が複数台設置されている箇所においては、令和8年9月を既存機器との平行稼働期間として予定する。この場合、導入予定台数のうち一部を先行して稼働開始することを前提として、各手数料等収納窓口に機器等を設置する計画を策定すること。

ケ その他、本業務における機器等の詳細条件は次の表のとおり。

表2 機器等の詳細条件

No	種類	項目	仕様
1	POSレジスター	形状、OS、メモリ、ディスプレイ、外形寸法等	<ul style="list-style-type: none"><li>現行機種調達時の仕様は次のとおり。なお、現行機種は東芝TEC社製QT-200である。</li><li>現金、キャッシングレスどちらの処理についても、現行機種と同等以上の処理速度を実現する性能を有すること。なお、<u>ディスプレイ等について現行機種調達時の仕様より小型のものを提案する場合は、企画提案書により使用感等が現行機と同等以上であるものを提案すること。</u></li><li>外形寸法については、現行機種調達時の仕様を超えないこと。なお、<u>ディスプレイ画面が大型であることにより外形寸法がこれを超える場合、ディスプレイ画面を除いた設置寸法が指定の範囲内に収まる場合はこの限りでないものとする。</u></li><li>パソコンPOS、タブレットPOSは不可。専用に開発されている機種を提案すること。 【参考：現行機種調達時の仕様】<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>形状：卓上型（キーボードなし）。</p><p>OS : Windows10 IoT Enterprise</p><p>メモリ：4 GB以上</p><p>ディスプレイ：12.1型以上（カラー）、タッチパネル付き、チルト機能あり</p><p>外形寸法：概ね幅300mm以下×奥行300mm以下×高さ400mm以下</p><p>備考：パソコンPOS、タブレットPOSは不可。 専用に開発されている機種を提案すること。</p></div></li></ul>
		キーボード、テンキー	<ul style="list-style-type: none"><li>レジ機能を補完する目的で付随することを妨げないが、レジ一体型とはしないこと。</li></ul>
		客側表示機	<ul style="list-style-type: none"><li>漢字表記が可能なこと。</li><li>POSレジと連動し、支払金額が表示されること。</li></ul>
		USBメモリ機能	<ul style="list-style-type: none"><li>USBメモリによるレジデータの抽出、投入が可能であること。なお、クラウドPOSシステムにより代替できることを妨げない。</li></ul>
		訂正処理機能	<ul style="list-style-type: none"><li>逆のぼり訂正、レジマイナス機能を有していること。</li></ul>
		親子レジ機能	<ul style="list-style-type: none"><li>拠点単位で複数のレジスターを接続し、集計する機能を有していること。</li></ul>
		手数料データの登録	<ul style="list-style-type: none"><li>クラウドPOSシステムと連動し、2,000件以上の手数料データの登録が可能なこと。 (主な登録内容)<ul style="list-style-type: none"><li>バーコード（13桁）</li><li>会計コード（2桁）</li><li>タッチパネルの手数料割付等のカスタマイズが可能であること。</li><li>消込区分（3桁）</li><li>手数料額</li></ul></li></ul>

No	種類	項目	仕様
1		データバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>詳細についてはNo.8（クラウドPOSシステム）も参照すること。</li> </ul>
		通信障害時の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジスター本体にバックアップ機能を付与またはクラウドPOSシステムとの連動により、POSレジスターが破損等した場合でも、破損等する直前の状態のレジ機能及び売上データ等を復旧できること。</li> <li>通信障害等によりキャッシュレス決済が不可能な場合でも、現金決済の登録が可能であること。</li> <li>通信が復旧した後、通信障害期間中の決済データをクラウドPOSシステムに送信する機能を有すること。</li> </ul>
		停電時対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>内蔵UPSまたは外付けUPSバッテリーを有し、瞬電時であってもデータを保持した状態で、安全に電源をオフにできること。</li> </ul>
		周辺機器との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>レシートプリンタ、スリッププリンタ、ドロア、決済端末等の機器と連動すること。</li> </ul>
		自動釣銭機	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動釣銭機の具備は要しないが、将来的に全部または一部のレジスターに自動釣銭機を追加することも可能な機種の提案であることが望ましい。</li> </ul>
		形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、POSレジスター又は決済端末のいずれかと一体型であること。</li> <li>分離型を提案する場合は、POSレジスター及び決済端末と接続、隣接させた際、No.1の外形寸法に収まること。</li> </ul>
2	レシートプリンタ	印刷機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>漢字印刷の設定が可能のこと。</li> <li>オートカット機能を有していること。</li> <li>レシート印刷後の利便性を確保するため、オートカット機能はフルカット又はパーシャルカットを選択できること。</li> <li>パーシャルカットは1点残しが望ましいが、それができない場合はレシートが容易に切り離せる方式であることを担保した提案を行うこと。</li> </ul>
		レシート機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書または支払明細書をレシートとしてロール紙印刷できること。</li> <li>現金決済時は領収書、キャッシュレス決済時は支払明細書をレシートとして分けて出力できること。</li> <li>消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応したレシートが発行できること。</li> <li>ジャーナルデータを電子媒体に保存することが可能のこと。</li> <li>印刷ミスに対応できるよう、再印刷が可能のこと。</li> </ul>
		レシート広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドPOSシステムと連動し、レシートによる広報機能を備えること。</li> <li>現行の広報機能は別紙5(2)の「県からお知らせ」部分であり、同等以上の広報が可能のこと。</li> </ul>
			<p><b>【小サイズ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね幅330mm以下×奥行360mm以下×高さ105mm以下</li> </ul> <p><b>【中サイズ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね幅410mm以下×奥行435mm以下×高さ120mm以下</li> </ul> <p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3札4金種以上が収納できること。</li> <li>POSレジスター本体と分離して設置可能のこと。</li> <li>POSレジスターの現金収納と連動して自動開放が可能のこと。</li> <li>POSレジスターの現金収納と連動した自動開閉とは別に、手動での開閉が可能な物理鍵を有すること。</li> <li>別紙1に掲げるサイズ区分及び数量は目安であり、実際の調達及び納品は、設置拠点との調整後に行うこと。</li> </ul>
3	金銭収納部 (ドロア)		

No	種類	項目	仕様
4	タッチスキャナ		<ul style="list-style-type: none"> <li>1次元バーコード（13桁）の読み取りが可能なこと。 なお、キャッシュレス決済にあたり必要となる場合は、2次元バーコードの読み取りができることも差支えない。</li> <li>POSレジスター本体と有線接続すること。</li> <li>POSレジスターと直接接続できない場合は、可用性、信頼性について十分に確保されており、広島県の窓口業務が支障なく実施できる提案を行うこと。</li> <li>置台が必要な機種の場合、提案に含めること。</li> </ul>
5	スリッププリンタ		<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね幅270mm以下×奥行280mm以下×高さ200mm以下</li> <li>POSレジスターと接続して印刷が可能なこと。</li> <li>全角14文字以上、半角28文字以上の印刷が可能なこと。</li> <li>日本語、漢字印刷に対応すること。</li> </ul>
6	レーザープリンタ		<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね幅390mm以下×奥行410mm以下×高さ240mm以下</li> <li>モノクロで両面印刷が可能なこと。なお、カラー印刷は要しない。</li> <li>B5用紙、A4用紙どちらでも印字可能なこと。</li> <li>POSレジスターと直接接続し、広島県が指定する様式（現金払込書、現金出納簿）の印刷が可能なこと。</li> <li>POSレジスターと直接接続できない場合は、別途印刷専用に統一した規格の端末を用意する、広島県（手数料収納業務の受注者を含む）が使用する端末からの印刷を可能とするよう問い合わせや設定対応を行う十分なサポート体制を構築する等、県が指定する様式を各開庁日に支障なく印刷できる提案を行うこと。</li> </ul>
7	決済端末	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジスターと自動連携し、キャッシュレス決済による売上の二重入力を不要とすること。</li> <li>POSレジスターと一体型、分離型は問わないが、一体型を提案する場合は、POSレジスター及び決済端末を隣接させた際、上記1の外形寸法に収まること。</li> <li>分離型の場合は、十分に小型でありケーブル等の接続により客側窓口に出せるものであること。</li> <li>クレジットカード等の暗証番号を入力する際、手元が見えない措置を講じ、提案すること。</li> </ul>
		キャッシュレス決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも、次に示す決済手段及びブランドに対応している機種であること。 また、現金を介さない返金処理が可能であること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) クレジットカード VISA、MasterCard、JCB</li> <li>(2) 電子マネー 少なくとも当日中の支払かつ精算前である場合の返金処理が可能であるブランド。なお、前日以前の支払かつ精算前の返金処理が可能であることを妨げない。</li> <li>(3) コード決済 PayPay、d払い、楽天ペイ、auPAYなどに3つ以上対応可能であること。</li> </ul> <p><u>(その他、対応可能な決済ブランドは企画提案書により提案すること。)</u></p> </li> <li>クレジットカード決済処理時に出力される売上票のうち、「カード会社控え」の電子的な処理及び保管を可能とする等、職員の負担軽減が考慮されたものであること。</li> </ul>
		返金処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金、キャッシュレスとも容易に返金処理が行える仕組みとし、返金処理についてもNo.12によるサポート体制を提案すること。</li> <li>返金に現金を介する必要のあるブランドは提案しないこと。</li> </ul>

No	種類	項目	仕様
8 クラウドPOS (販売時点情報管理) システム	概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料等の収納に関する情報（手続名、歳入科目、消込区分、所属、金額、納付日時等）を決済処理単位で収集・記録し、当該記録に基づき収納情報や現金、キャッシュレス決済額を管理するためのシステムを構築すること。</li> <li>現金決済及びキャッシュレス決済の両方に対応すること。</li> <li>No. 1に掲げるPOSレジスター及びNo. 7に掲げる決済端末と適合し、データ連携が可能であること。</li> <li>システムはインターネット上に構築することとし、広島県の手数料等収納窓口に関する所属、職員以外からアクセスできないよう、必要なセキュリティ環境及びアクセス制限等を提供すること。</li> <li>広島県が提示する手数料に係る既存の1次元バーコード体系及びその内容を変更しないこと。</li> <li>物理サーバーを広島県の施設内に設置し運用する方式は、これを認めないため提案しないこと。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の契約締結後に広島県が提供する手続及びその手数料等の情報（以下「手数料データベース」という。）に基づき、操作研修時までに受注者が商品情報としてPOSシステムに事前登録すること。なお、手数料データベースのサンプルは別紙3のとおり。（全体版については、契約締結後に提供とする。）</li> <li>各拠点において、使用頻度の高い手数料の情報を簡易に呼び出す機能を具備することが望ましい。</li> <li>手数料データベースからクラウドPOSシステムに取り込む情報を正確かつ適切に管理、運用できる仕組みを構築し、クラウドPOSへの投入用データを生成すること。また、職員が自ら容易にデータ追加が可能であること。</li> <li>現行の手数料データベースとスタンダードアロンPOSレジ上のデータ対応は別紙4のとおりであり、当該対応を維持できるPOSシステムであること。</li> <li>手数料データベースのうち、「地方機関●●」欄については、対応する拠点で収納した手数料の売上所属を可変させる必要があるため、その<u>実現方法について企画提案書</u>により提案すること。</li> </ul>
	手数料データベース		<ul style="list-style-type: none"> <li>広島県が提供するマスタ情報をPOSシステムに取り込み、売上管理やレシート、帳票の出力に利用すること。なお、当該マスタ情報の内容は契約締結後に提供とする。</li> </ul>
	科目マスター、所属情報、局コード、出納員名称		
	レシート広報		<ul style="list-style-type: none"> <li>レシートに印字する広報情報について管理、配信できること。また、管理者による一括更新や各拠点による個別修正にも対応できること。</li> </ul>
	データ閲覧、保存		<ul style="list-style-type: none"> <li>会計総務課は全ての手数料等収納窓口の収納情報を、各拠点は自拠点の手数料等収納窓口の収納情報を、それぞれ付与されたアカウントによりオンラインで容易に集計、分析管理できる機能を有し、管理権限をアカウント毎に設定できること。</li> <li>複数の拠点を指定して集計することも可能であること。また、そのような権限をアカウント単位で付与できることが望ましい。</li> <li>インボイス情報として保存するため、個々の会計データ及びそれらの集計データは、少なくとも翌年度7月1日から起算して7年間保管できること。</li> <li>収納データの亡失がないよう、適切なバックアップ措置を講じること。</li> </ul>

No	種類	項目	仕様
9	機器設置用部品及び付属品一式	運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及び職員の双方にとって操作性が良いこと。</li> <li>バーコードの読み取りにより該当手続きを自動で選択する機能があること。またタッチパネル等の画面上でも選択可能であること。</li> <li>決済誤り等の発生時に取消処理が容易に行えること。</li> <li>決済完了後、手数料等の名称、数量、合計金額及び決済手段のわかる明細（以下「レシート」という。）の発行ができること。</li> <li>現金の場合は領収書を発行する機能を有していること。</li> <li>1日の売上明細、合計金額等をジャーナルとしてレシート印刷できること。また、対象を現金売上に限る絞り込みも可能であること。</li> </ul>
		レジ基礎データ	<ul style="list-style-type: none"> <li>集計されたデータは、区別別に集計が可能であって、CSV形式などのデータで隨時にダウンロード可能であること。また、紙でも印刷、確認できることが望ましい。</li> <li>所属コード（5桁）、所属名、決済日時、伝票番号、手数料番号、手続名、数量、単価、合計金額、支払種別、決済ブランド、科目コード、ログインユーザーが抽出できること。</li> </ul> <p><u>（その他に抽出可能な項目は企画提案書により提案すること。）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納付者用のレシート及び決済情報（データ）に同一の番号（伝票番号等）を付与することにより、納付者と決済情報のひも付けができる。できない場合は、代替手段を企画提案書により提案すること。</li> </ul>
10	S I M通信回線	設置用部品及び附属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1からNo.7までの機器の設置及び運用に必要な電源ケーブル、電源タップ、ハブ、LANケーブル、接続コード、固定金具等、必要な機器及び付属品を調達すること。また、それらはすべて未使用品であること。</li> <li>なお、別紙1の設置拠点のうち、「光回線引込有」となっている警察関係かつ設置台数が2以上の拠点においては、既設レジスターの親機／子機を構成するプライベートLAN回線があり、当該回線の利用も妨げないが、利用にあたり追加が必要なハブ等の機器等については本業務に含めること。</li> </ul>
		消耗品	<ul style="list-style-type: none"> <li>No.1からNo.7までの機器の運用に必要な消耗品（レシートプリンタ用のロール紙、レーザープリンタ用のトナーカットリッジ等）については、機器設置後すぐ使用できるよう必要な数量について具備すること。</li> <li>なお、これらの消耗品の追加、交換については、広島県が別途発注し行うものとする。</li> <li>消耗品の交換が容易である機種を提案し、交換方法についてもマニュアルに記載、提供すること。</li> </ul>
		利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信テスト等を想定し、キャッシュレス決済開始の1か月前（令和8年9月1日）からの利用開始とする。</li> </ul>
		対象拠点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>別紙1の設置拠点のうち、「光回線引込有」となっている警察関係の拠点については、既存の有線回線を利用することとし、対象から除く。</li> <li>別紙1の設置拠点のうち、「4G回線有」となっている警察関係の拠点については、既存のS I M通信回線を利用することとし、対象から除く。</li> <li>別紙1の設置拠点のうち、「4G（LTE）」となっている拠点（通番3、15、18、22、26、33、36～46までの17拠点）について、S I M通信回線によりPOSレジスター及び決済端末をインターネットに接続させること。</li> </ul>

No	種類	項目	仕様
	見積、提案方法等		<ul style="list-style-type: none"> <li>独自にS I M通信回線等を準備できる場合は、その経費を区分して提案書及び見積内訳に記載すること。</li> <li>独自にS I M通信回線等を準備できない場合は、提案するクラウドP O Sシステム及び決済端末上で、これまでに利用実績のある4 G回線による通信キャリア及び無線W A Nルータを提案し、該当の通信を契約期間中に利用するために必要な経費を区分して見積内訳に記載すること。 なお、この場合において該当の経費は実際の契約金額からは除き、提案された内容に従って広島県がS I M通信回線を別途調達するものとする。</li> <li>独自にS I M通信回線等を準備できない場合で、提案するクラウドP O Sシステムでの利用実績のある通信キャリア及び無線W A Nルータが無い場合は、広島県が次の回線の調達を想定するため、該当の回線を契約期間中に利用するために必要な経費を区分して見積内訳に記載すること。また、提案時までに該当の回線により提案するクラウドP O Sシステムが利用可能であることを確認し、提案書に確認結果を明記すること。 なお、この場合において該当の経費は実際の契約金額からは除き、提案された内容に従って広島県がS I M通信回線を別途調達するものとする。</li> </ul> <p>【想定するS I M通信回線】</p> <p>機種：NTT MEDIAS YT65（マルチファンクションタイプ）</p> <p>通信プラン：プレミアムプラン</p> <p>機器補償：あり</p> <p><a href="https://www.doracoon.net/price/">https://www.doracoon.net/price/</a></p> <p>※前2項の場合においても、当該回線の利用実績がある場合、当該回線の利用を提案することは差支えない。また、より低廉な通信プランであっても十分な速度を担保できる場合は、当該プランを提案することも妨げない。</p> <p>※実際の通信プランの選択は、契約後に各拠点単位で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの場合でも、設置予定拠点で良好な通信強度（へき地では4 G回線が前提）を保持し、かつ屋内でも安定してキャッシュレス決済やクラウドP O Sとのやり取りができるシステムであること。</li> <li>通信速度が想定より出ない場合は、通信キャリアと交渉してブースターを手配する等、安定した通信環境を確保するための対応を取ること。</li> <li>通信キャリアの輻輳等により安定した通信環境を確保できない場合は、異なる通信キャリアに自動で切替する機能を有すること。そのような機能が無い回線を提案する場合は、輻輳時のキャッシュレス決済情報をP O Sレジスター側で保持し、通信回復時に処理できる等、代替手段について提案すること。</li> </ul>
11	業務マニュアル (操作説明書)		<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる項目に対応できるマニュアルを作成し、あらかじめ会計総務課担当者の確認を受け、必要に応じて追加、修正等に対応した上で、最初の操作説明の7日前までにデータで提供すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 手数料収納処理（取消処理等含む）、始業・終業、設定等の基本的な機能に関する端末の操作手順</li> <li>イ P O Sシステム（帳票取出、データ集計、分析管理、設定等を含む。）に関する操作手順</li> </ul> </li> <li>マニュアルは、操作者の誰もが理解できる内容であること。</li> </ul>

No	種類	項目	仕様
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来的に操作担当者が異動する際、当該マニュアルを用いて引継を行えるよう、注意事項や誤りやすい点等の補足説明も該当操作の説明ページに記載しておくこと。</li> <li>・ 該当の画面画像に囲み（オブジェクト）を付ける等により、業務の段階ごとにどのような操作をすればよいか、視覚的に分かりやすいマニュアルとすること。</li> <li>・ 画面や操作方法を大きく変更する場合には、更新したマニュアルを広島県に提出すること。なお、ウェブ上で最新版をいつでも参照可能な仕組みとしてもよい。</li> <li>・ 共同提案により業務を行う場合は、構成事業者間で連携し、内容が充実したマニュアルを作成すること。</li> <li>・ A4判を原則とし、日本語表記のものを電子ファイルにより1部提出すること。 ファイルフォーマットは、Microsoft Office 又はAdobe Reader に対応できるデータ形式とするが、県側で編集できる形式であれば望ましい。</li> <li>・ これまでに同種業務又は類似業務を受注した際に作成したマニュアルを、企画提案時に参考のため提出すること。（同種又は類似の業務受注実績がない場合は、県での利用を想定したサンプルを作成すること。）</li> </ul>
12	導入及び運用サポート		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャッシュレス決済の運用開始に当たり、窓口における手数料等の収納業務に支障が生じないように、次の導入サポート、保守を行うこと。       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア No.1からNo.10に記載の機器、システム、及び通信回線のセットアップ及び関連する機器との接続並びに動作確認を行うこと。</li> <li>イ 機器セットアップ、操作等に関して、県の担当者が容易に行なうことが可能な分かりやすいマニュアルを提供すること。</li> <li>ウ 常に最新の操作マニュアルや障害発生時の対応マニュアル等を提供すること（オンライン上での提供も可とする）。</li> <li>エ 機器のトラブルや操作方法等について、ヘルプ又はサポート体制を構築し、レジ操作者からの問い合わせ対応を行うこと。なお、機器故障等に係るサポート体制については「4 保守内容」とおりとすること。</li> <li>オ バグ修正等のバージョンアップや保守に、追加費用なしで対応すること。</li> <li>カ 障害が発生し又は不具合が判明した場合や、緊急に必要な予防保守等の定期メンテナンス日以外の緊急保守作業が必要となった場合は、直ちに県の担当者と調整し、実施日時、作業手順等を取り決めて速やかに保守作業を行うこと。</li> <li>キ 会計処理等の基本的な操作に変更を伴う大幅なPOSシステム等のバージョンアップや画面の構成変更等を行う場合には、事前に県の担当者に報告すること。ただし、バージョンアップによるプログラムリリースや配付は、端末の運用に支障のないよう実施すること。</li> <li>ク 上記のほか、<u>運用サポート体制等については、企画提案書により提案すること。</u></li> <li>ケ 運転免許センター2箇所について、設置作業日から運用を開始するまでの間、現行設置しているPOSレジスター（以下「旧POSレジ」という。）が同一ネットワーク上に存在する場合、旧POSレジのリースアップまでの期間、旧POSレジと今回導入機器の両方が使用可能となるよう設定、設置作業を行うこと。</li> <li>コ POSレジスター及び決済端末の運用について操作研修を行うこと。（操作研修については第四も参照。）</li> </ul> </li> </ul>

## (2) ネットワーク環境

ア 別紙1の設置拠点のうち、「光回線引込有」または「4G回線あり」となっている警察関係の拠点については、次のキャリアによる光通信回線または4G通信回線が庁舎内に引込まれているため、当該引込まれている回線とPOSレジスター、キャッシュレス決済端末等を接続させること。また、必要に応じてルータ等を導入し、POSレジスター及び周辺機器が既存の庁内ネットワークと干渉しない措置を講じること。

なお、接続に必要なIPアドレス等の設定情報は、契約締結後、広島県警察本部から個別に提供を行うが、当該情報は警察施設の通信に係る情報であり、取扱には十分留意すること。

(ア) キャリア名（光回線）

フレッツ光またはメガエッグ

(イ) キャリア名（4G回線）

NTT MEDIAS DoRACOON（マルチキャリア対応）

イ 別紙1の設置拠点のうち、「4G（LTE）」となっている拠点については、3(1)ケ表中No.10に掲げるとおりSIM通信回線により、当該回線とPOSレジスター、キャッシュレス決済端末等を接続させること。また、必要に応じてルータ等を導入し、POSレジスター及び周辺機器が既存の庁内無線ネットワークと干渉しない措置を講じること。

ウ 別紙1の設置拠点のうち、「光回線引込有」または「4G回線あり」となっている警察関係の拠点における通信に係る費用は、別途広島県が負担する。また、「4G（LTE）」となっている拠点についても同様とするが、3(1)ケ表中No.10に掲げるとおり、独自にSIM通信回線等を準備できる場合は、本業務に通信料を含めたプランの提案とすることも差支えない。

エ 本調達にあたり、各機器間を接続するための新規LANケーブルは緑色を使用すること。また、十分な通信速度を確保するためCAT6以上の規格を有すること。なお、別紙1の設置拠点のうち、「光回線引込有」または「4G回線あり」となっている警察関係の拠点について、既存レジスターのローカルLANネットワーク等を利用できる場合、当該利用できる回線部分についてはこの限りでない。

## (3) セキュリティ対策等

ア PCI DSSの現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種を提案すること。

イ データ暗号化、ウイルス感染対策等のセキュリティ対策のほか、POSレジスターのUPS実装、クラウドPOSシステムデータのバックアップ保持等、公金収納データの破損対策を講じること。

ウ キャッシュレス決済に係る通信時にエラーが発生した場合、二重払いにならない措置を講じること。それができない場合は、二重払いとなっていることを

クラウドPOSシステム上で明確かつ簡易に確認できる仕組みを構築すること。

#### (4) 機器等の納入条件

ア 3 (1) ケ表中No.1からNo.9までに掲げるPOSレジスター、レシートプリンタ、金銭収納部、タッチスキャナ、スリッププリンタ、レザープリンタ、決済端末、クラウドPOSシステム、機器設置用部品及び付属品一式（以下「POSレジスター等」という。）を令和8年9月25日（金）までに、広島県と日程を協議・調整の上、別紙1の設置拠点に設置するものとする。

なお、設置日から令和8年9月30日までの間についても保守対象に含めるものとする。

イ 上記アに示す期限内に円滑に作業を完了させるため、事前に計画・準備を行い、導入作業を行うこと。また、契約締結後に県の担当者と協議し、速やかに作業スケジュールを作成の上、県の了解を得ること。

ウ 共同提案の場合であっても、連絡調整等は原則として代表受注者の担当者がとりまとめること。また、原則として、会計総務課を通じてではなく、各設置拠点の取りまとめ担当者と行うこと。

（会計総務課は設置拠点の1つと取りまとめ担当者の連絡先に入ることになるが、機器等の納入に係る日程調整等は原則として行わない。）

エ 各作業の日程調整に際しては、各設置拠点の作業不可日程を聴取する等した上で、近隣地域を同日に設定する等、受注者が主体的に調整を行い、効率よく作業を行うこと。

オ 作業当日、技術者や再委託先事業者が訪問、作業を行う場合は、機材構成や県の運用方法等の全体像を理解した受注者の担当者が可能な限り立ち会い、必要に応じて各設置拠点尾の担当者に代わり質疑応答やトラブル対応に係る会計総務課との連絡調整を行うこと。

また、1拠点の訪問回数の半数程度を目安に立ち会うこと。

（例：2回作業を行う場合、1回以上を目安。）

なお、作業の開始から終了まで全て立ち会う必要はない。

カ 接続コード等の調達、機器搬入、据付・調整等、調達機器の設置・設定に必要なすべての部材、作業及び手続き等に必要な費用は、本調達に含まれるものであること。

#### 4 保守内容

- (1) 契約期間中においてPOSレジスター等が完全な機能を保ち、運用に支障の無いよう保守体制を準備すること。また、保守契約内に部品代、作業費用、出張料を含むこと。
- (2) POSレジスター等を常時正常な状態で使用できるよう、年2回定期点検を行うこと。
- (3) 3(1)ケ表中No.10に掲げるSIM通信回線について、本業務に含める場合はPOSレジスター等と同じく保守の対象とすること。本業務に含めない場合においても、同等の保守を受けることができる内容の提案とすること。
- (4) POSレジスター等について、12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで保守を行うこと。  
ただし、広島県運転免許センター及び広島県東部運転免許センターに設置するPOSレジスター等については、年末年始を除く日曜日の8時30分から17時15分までについても保守対応するものとする。
- (5) 保守体制表をPOSレジスターの設置拠点に備え付け、問い合わせ窓口を明確にすること。
- (6) 契約に基づきPOSレジスターの設置拠点から修理・点検依頼があった場合は、連絡を受けてから概ね2時間以内（島しょ部は除く。）に専門の技術員を派遣し、作業を開始すること。  
なお、POSレジスターの設置拠点からの修理・点検依頼が15時15分以降にあった場合は、翌開庁日の8時30分から作業を開始すること。（当該設置拠点の業務に支障が生じる場合を除く。）  
また、部品調達に時間を要する等により作業開始が行えない場合は、上記の作業開始時間までに当該設置拠点と調整し、代替機の手配等を早急に行うこと。
- (7) 保守期間内に1回、広島県の指示により内蔵UPSまたは外付けUPSのバッテリーを無償で交換すること。
- (8) 導入後6年間は保守可能であること。

#### 5 設定作業

- 概要は次のとおり。詳細は、契約締結後に別途指示する。  
また、現行業務にキャッシュレス決済を加えることを前提とし、現金決済、キャッシュレス決済とも最適化されたシステムを提案すること。
- (1) 手数料データベースに対応した「手数料情報・所属コード・歳入科目コード・消込区分コード・手数料金額」等をクラウドPOSシステムに登録
- (2) 申請書にスリップ印刷するための設定（内容・印刷位置等）  
(現行業務の動きについては、別紙5(1)を参照。)

- (3) レシートの内容、レイアウトの設定等  
(現行業務の動きについては、別紙5(2)を参照。)
- (4) 現金払込書の作成、レーザープリンタにより出力するための設定  
(現行業務の動きについては、別紙5(3)を参照。)
- (5) 現金出納簿の作成、レーザープリンタにより出力するための設定  
(現行業務の動きについては、別紙5(4)を参照。)

## 6 指定納付受託業務

### (1) 指定納付受託者

受注者（共同事業体の場合は、構成員のうち1者）は、キャッシュレス決済開始に合わせ、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となること。指定納付受託者となる者が受注者以外の者となる場合は、その旨を提案書に記載すること。

また、指定納付受託者は原則1者とするが、複数の者となる場合は、提案書にその旨を記載すること。

なお、指定納付受託業務の実施にあたり広島県が負担する経費は、3(1)に掲げる決済端末の導入費用及び決済端末の運用保守費用のほか、「手数料等納付額に応じて必要となる決済手数料」のみとし、その他の経費は指定納付受託者及び各キャッシュレス決済機関が負担するものとする。

### (2) 決済ブランド

各決済ブランドの利用について、必要な登録手続きを代行すること。なお、取り扱うキャッシュレス決済機関の種類は次のとおりとする。

表3 キャッシュレス決済機関

No	キャッシュレス 決済機関	概要
1	クレジットカード 決済	VISA、MasterCard、JCBに対応可能であること。 (その他のブランドは提案による)
2	電子マネー 決済	少なくとも当日中の支払かつキャッシュレス決済機関における精算前である場合の返金処理が可能なブランド。 なお、前日以前の支払の返金処理が可能であることを妨げない。(提案による)
3	コード決済	PayPay、d払い、楽天Pay、auPAYなどに3つ以上対応可能であること。(提案による)

※上記以外のブランドは提案によるが、上記のブランドは必ず対応すること。

※運用開始後の決済方法、決済ブランドの追加、変更等について対応可能な仕組みを有すること。

- ア 現金での返金は行わないため、返金に現金を介する必要のあるブランドは提案しないこと。
- イ 端末の運用開始時点で利用を開始できないブランド等があれば、提案の中に各ブランドの開始時期の目処を記載すること。
- ウ クレジットカード決済の納付方法は、納入義務者等に代わり立替払をする方式とすること。
- エ 別紙1に規定する設置拠点において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いのブランドのアクセプタンスマークを受注者の負担により掲示すること。

#### (3) 収納金の扱い

- ア 各キャッシュレス決済機関から集約した収納金は、少なくとも毎月1回は集計し、指定金融機関（広島銀行）の広島県指定口座に振り込むこと。集計のタイミング及び回数、県への振込時期は月1回が望ましいが、企画提案書により提案すること。（例：各月毎に末日を締め日として集計し、翌月20日までに振り込む）

なお、提案した振込時期が日曜日、土曜日及び祝日並びに年末年始の場合は、翌営業日までとするが、県の出納整理期間を考慮した提案とすること。

- イ 収納金の振込にあたっては、収納金内訳書及び当該内訳書に対応する2(5)に掲げる入金データを作成の上、収納金内訳書は翌月の5日までに、入金データは振込日の5営業日前までに県へ提出すること。なお、インターネット上又は電子メール等で確認できる場合は、確認可能となった時点で提出されたものとみなす。

- ウ 収納金内訳書は、毎月の締日までの決済額累計及び金額内訳（決済種別・決済ブランド別）が分かるよう作成することとし、決済手数料の請求書と内容の整合が確認できるものであること。

- エ 収納金を振り込む際の振込手数料は、指定納付受託者が負担すること。

#### (4) キャッシュレス決済手数料の請求

- ア キャッシュレス決済に係る指定納付受託者の決済手数料は、受注者が発行する毎月の請求書によって、キャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、広島県から一括して精算払で支払うことを基本とする。

なお、毎月10日までに前月分を請求するものとし、正当な請求書を受理した日から30日以内に口座振込の方法により支払う。

- イ 指定納付受託者が、収納金から指定納付受託業務の決済手数料を差し引いた金額を、県指定口座に振り込む方法を取ることは不可とする。

#### (5) 決済手数料率

- ア 指定納付受託業務に係る決済手数料率は企画提案書により提案すること。  
(提案上の留意点は8(3)イを参照のこと)

なお、提案内容により、受注者として決定の通知を行った後も、決済手数料率引下げ等の協議を行う可能性があるため、開始時期も含め提案に当たっては留意すること。

イ 現時点で指定納付受託業務の対象予定である手数料等収納件数及び収納金額（令和6年度実績）は、次のとおり。なお、すべて現金による収納額の総額実績であり、キャッシュレス移行率を乗じた金額ではない。

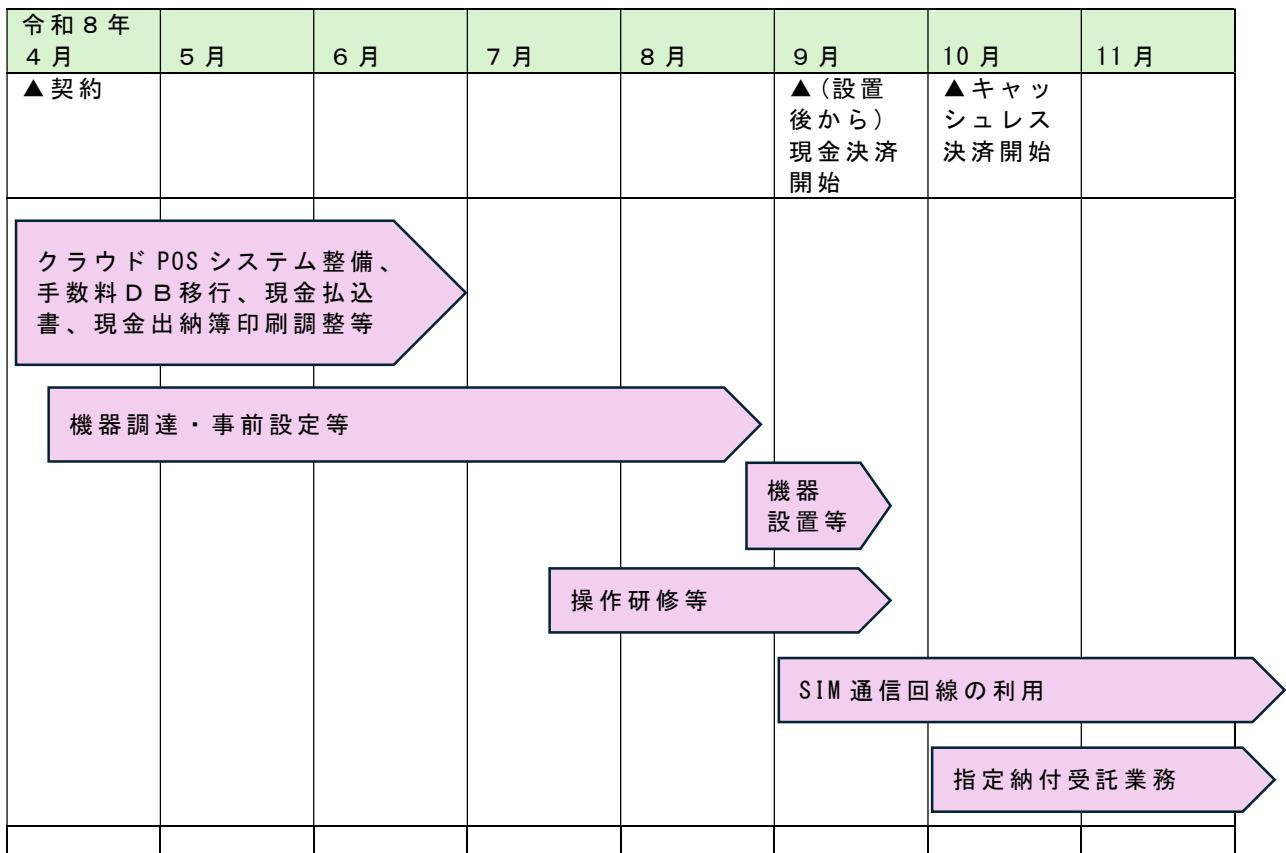
表4 手数料収納実績（令和6年度）

設置機関	収納件数	収納金額	備考
会計総務課、総務事務所等	18,879件	346,669,120円	11か所 13台（うち予備1台）
警察署、運転免許センター	1,292,753件	2,273,612,100円	35か所 58台
合 計	1,311,632件	2,620,281,220円	46か所 71台（～R8.10）

## 7 スケジュール

本業務におけるスケジュールは次のとおり。

表5 スケジュール



## 8 提案事項

### (1) 決済端末導入業務の履行実績

#### ア 内容

- ・国、他の同等規模の地方公共団体（都道府県、政令市）でのキャッシュレス決済業務履行実績

#### イ 提案上の留意点

- ・国、他の同等規模の地方公共団体（都道府県、政令市）において決済端末を導入した履行実績を記載すること。
- ・発注機関、業務名、主な設置箇所、台数、履行期間を記載すること。  
※共同提案の場合は、同じ者と共同で行った業務実績のみ記載すること。
- ・政令市以外の市町村での業務実績は含めないこと。

### (2) 納付者及び職員等の利便性

#### ア 内容

- ・県民等が納付を行う際の納付者、職員双方の手順等のわかりやすさ。

#### イ 提案上の留意点

- ・キャッシュレス決済は、現金での納付に加えて広島県に手数料等を納付する方法であることから、同等の時間で手続を済ませられる必要がある。  
複雑な操作で必要以上の時間を要することになれば県民等の利便性は低下することになるため、誰もが容易に操作できる手順等を提案すること。

### (3) 決済手数料の経済性

#### ア 内容

- ・決済手数料が低廉であること及び価格帯の適正性

#### イ 提案上の留意点

- ・6（2）表中No.1 からNo.3 のそれぞれについて、手数料等の収納1件ごとに「定額」または手数料等の収納金額に対して「定率」、もしくは「手数料金額帯ごとに段階設定」のいずれかとすること。

なお、「手数料金額帯ごとに段階設定」とする場合、設定する段階の数や金額帯についての制限は設けないが、少なくとも百円単位での段階とする等、分かりやすい体系とすること。

- ・別途、ブランド毎の月額基本料を設ける提案も妨げないが、できるだけ手数料等の収納1件ごとで判断可能な料金体系を提案すること。
- ・キャッシュレス決済機関ごとに手数料が異なる場合は、それぞれ区分して作成すること。
- ・キャンセル料等が別途必要な場合は、内容ごとに整理すること。

### (4) 指定納付受託候補者の財務状況の健全性と収納金の保全対策

#### ア 内容

- ・指定納付受託候補者の財務状況の健全性
- ・指定納付受託候補者自身の事故、破綻の場合の対策

- ・その他、収納金保全のための対策
- イ 提案上の留意点
- ・広島県の公金を取り扱うことから、指定納付受託候補者の財務状況が本業務の遂行上課題がないかを検討するため、直近3か年の下記経営指標について、計算式も含めて記載すること。

表6 経営指標等

経営指標	計算式
経常収支比率	経常収入 ÷ 経常支出 × 100
売上債権回転期間	売上債権 ÷ (売上高 ÷ 12 カ月)
自己資本比率	自己資本 ÷ 総資本 (他人資本 + 自己資本) × 100
流動比率	流動資産 ÷ 流動負債 × 100
当座比率	当座資産 ÷ 流動負債 × 100
固定長期適合率	固定資産 ÷ (自己資本 + 固定負債) × 100
インタレスト・カバレッジ・レシオ	(営業利益 + 受取利息 + 受取配当金) ÷ (支払利息 + 割引料)

- ・公金の取り扱いにかかる責任の所在を明らかにするため、収納金の保全・管理方法に関する対策について、具体的に提案すること。

## (5) 業務運営及び情報管理体制

- ア 内容
- ・システムセキュリティ対策（3（3）、12等も参照。）
  - ・トラブル、災害時等の危機管理体制及び内容
  - ・本業務で得た個人情報及び業務上知り得た情報の管理方法
- イ 提案上の留意点
- ・13（1）に記載の業務受託責任者及び業務受託補助者の業務経験、年数、類似業務での実績等を明示した上で、組織図を作成すること。
  - ・想定されるトラブルごとに対策を提案すること。

## (6) 操作研修

後記第四に掲げる事項に基づき、必要十分な回数、内容、体制による操作研修計画を提案すること。

## 9 書類等の保存及び監督、検査

### (1) 保存年限等

本委託業務の証拠書類は翌年度4月1日から起算して5年間保存する。

なお、決済等利用者の取引に関するデータは本項目から除き、3（1）ヶ表中No.8を適用する。

## (2) 監督

本契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、県の担当職員を本契約のサービス提供場所、その他必要な場所に派遣し監督を行うことができるものとする。

また、受注者は、県担当職員の質問、検査及び資料の提出などの指示に応じ、かつ、修正又は再設定の要求があったときは、これに応じなければならない。

## (3) 検査

法令等に基づき、広島県は必要に応じて検査員を指定して本業務の受注者に派遣し、証拠書類について検査することができる。また、必要に応じて受注者立ち会いのもと、各決済機関の本業務にかかる帳票、書類、その他の物件について検査を求めるができるものとする。

## 10 守秘義務等

(1) 受注者は、本業務を履行する上で知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、当該情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

(2) 機密情報の違法な利用及び提供に対しては法令等に基づく罰則が適用されると、その他機密情報の取扱いに関して必要な事項を周知し、機密情報の適正な取扱いを徹底するように指導すること。

## 11 再委託の禁止

### (1) 指定納付受託業務

ア 指定納付受託者は納付受託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、法令で禁止されている場合を除き、本業務に係るキャッシュレス決済サービスの提供に必要な業務の一部を、指定納付受託者の責任において決済事業者等に委託することができる。

イ 指定納付受託者が本業務に係るキャッシュレス決済サービスの提供に必要な業務の一部を委託する場合の、委託先の選択、委託先に対する監督および委託先の行った業務の結果については、指定納付受託者が一切の責任を負うものとする。

ウ 指定納付受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者の名称、所在地及び委託する業務内容を、あらかじめ書面により広島県に報告し、承認を得なければならない。また、県が必要と認めた場合には、県が必要と判断する資料の提供を求めることができる。

## (2) その他の業務

- ア 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。
- イ 上記アを除く本業務の一部についても再委託してはならないが、法令で禁止されている場合を除き、あらかじめ書面により広島県の承認を得た場合は、この限りでない。
- ウ 再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

## 12 情報セキュリティ対策、個人情報の保護

本業務の実施に際し、情報セキュリティ要件に留意し、広島県情報セキュリティポリシー及び実施手順のうち受注者が守るべき事項や、機密情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項を遵守するとともに、個人情報等の管理を適正かつ厳格に行うこと。

## 13 業務上の留意点

### (1) 実施体制

ア 本業務の受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく業務受託責任者及び業務受託補助者を指定し、広島県に報告すること。なお、責任者及び補助者ともに専任である必要はない。また、業務実施に必要な人員を適宜配置すること。

表7 実施体制等

職種等	人数	必要な資格・経験等
業務受託責任者	1人	キャッシュレス決済による収納にかかる収納金、納付データ、本業務の遂行にあたって必要な電算処理システム等の状況に精通し、本業務にかかる県との調整が可能なスキル、ノウハウを有する人材
業務受託補助者	1人以上	業務受託責任者不在の際に、本業務にかかる県との調整その他の業務を遂行できるスキル、ノウハウを有する人材

イ 受注者は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本業務の実施に支障をきたすことのないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。

ウ 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を県に連絡し、その指示に従うものとする。

エ 受注者は、業務の過程において県から指示された事案について、迅速かつ的確に実施するものとする。また、提案内容は、県と協議を行いながら真摯に履行すること。

#### (2) 情報保全

ア 本業務の履行にあたり、広島県が提供する資料は原則貸し出しとし、指定する日までに返却すること。また、当該資料は複製しないこと。

なお、資料が電子データである場合はこの限りでないが、県から要請があった場合は全ての電子データを削除できるよう対応すること。

イ 受注者は、本サービスの提供上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合には、直ちに県の担当者に報告し、協議の上対応するものとする。

なお、この場合に生じた費用は、すべて受注者が負担すること。また、受注者は事実を明らかにした報告書を遅滞なく県に提出すること。

#### (3) 関係法令の遵守

ア 受注者は、本業務の遂行に必要な法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けておくこと。また、当該免許等の取得にあたり必要な費用は、すべて受注者が負担すること。

イ 受注者は、本業務の遂行にあたり、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

#### (4) その他

ア 本プロポーザルは受注者を選定するために行うものであり、プロポーザル当選者となったことをもって、提案内容（経費も含む）の全てを認めるものではない。そのため、契約締結及び本業務の実施にあたっては、必ず県と協議を行いながら進めること。

イ この仕様書に明記していない事項でも、本業務の目的達成上当然に必要と認められるものは、受注者の責任において実施するものとする。

ウ 委託期間満了後は、P O S レジスター及び決済端末内のデータについて消去処理を行い、作業終了後、データを消去した旨の証明書を広島県に提出すること。

エ 委託期間満了後、機器等の回収、廃棄に係る経費についても本契約に含めること。

オ 受注者は、本業務の実施に関して、この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項で必要が生じた場合は、県に協議してその指示を受けること。

### 第三 委託料の支払等

#### (1) 委託料の支払

委託料の支払いは精算払とし、委託料のうち初期導入費用は、履行確認後、正当な請求書を受理した日から30日以内に口座振込の方法により支払う。また、委託料のうち賃貸借及び保守に係る月額費用は、毎月10日までに前月分を請求するものとし、正当な請求書を受理した日から30日以内に口座振込の方法により支払う。

#### (2) 決済手数料の支払

決済手数料の支払については、第二6(4)のとおりとする。

なお、委託料の請求と決済手数料の請求を併せて行ってもよいが、その場合は、明細書等の添付により請求金額の内訳を明らかにすること。

### 第四 操作研修の実施

#### (1) 目的

受注者は、本業務により導入されるPOSレジスター及びクラウドPOSシステムにより手数料収納を行う県職員または指定公金事務取扱者に対し、現金及びキャッシュレス決済による手数料収納及び精算事務等を円滑に行えるよう、機器等の操作研修を行う。

#### (2) 研修会場及び回数

研修は、最低限、次の拠点及び回数で実施すること。

なお、第一7(1)表に掲げるとおり、操作研修は①収納窓口（レジ操作者）向け、②管理業務（POS管理者）向けを想定すること。

表8 研修会場とする拠点及び回数

拠点名	住所	回数
広島県庁本庁舎	広島市中区基町10-52	① 2回以上
		② 1回
広島県庁福山庁舎	福山市三吉町一丁目1-1	① 1回以上
広島県庁三次庁舎	三次市十日市東四丁目6-1	① 1回以上
広島県運転免許センター	広島市佐伯区石内南三丁目1-1	① 2回以上
広島県東部運転免許センター	福山市瀬戸町山北54-2	① 2回以上

#### (3) 研修内容及び納品物

##### ア 研修内容

受注者は上記(1)及び(2)の要件を満たすための研修内容を提案すること。

(2)の会場においては会議室等での対面研修を前提とするが、Web会議システムの併用や録画配信による柔軟な受講体制の構築を妨げるものではなく、研修効果を高めるため積極的かつ有効な手段を複数取ることが望ましい。

なお、広島県職員が利用できるWeb会議システムは主にWebEXもしくはZoomであるので、Web会議システムを提案する際には留意すること。

イ 納品物

第一7（1）表に掲げるとおり。

ウ 研修日時及び自己学習

拠点における具体的な研修会場及び日時については、契約締結後に県と受注者で協議の上決定とする。

研修の実施日時は原則として開庁日とするが、広島県運転免許センター、広島県東部運転免許センターについては、各1回以上を土曜日開催すること。

また、研修は受注者によるデモンストレーション機等を使用した実機操作による説明を前提とし、機器設置後についても、研修環境の構築又はトレーニングモード等の実装により、研修内容に準じた機器操作を自己学習できる環境を用意すること。

エ 運転免許センターにおける機器設置及び研修

上記ウに加え、広島県運転免許センター、広島県東部運転免許センターについては、令和8年9月4日（金）までに、それぞれ機器を最低各1台先行設置した上で、研修及び自己学習できる環境等に供することとする。

（以上）